

第1条 (外貨預金の取扱)

(1) 外貨預金として開設する口座の種類ならびに通貨の種類のほか、預入れ・払戻し・継続・利息支払等にかかる一切の取扱は、全て当行所定の手続きによります。

(2) 当行は銀行営業日であっても、本邦外国為替市場の閉鎖日には外貨預金の取扱は行わないものとします。

第2条 (払戻し)

(1) 外貨預金は、当行所定の場合を除き、本邦通貨以外の通貨で、現金により払い戻すことは出来ないものとします。

(2) 外国為替市場において外国為替取引が行われずなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に外貨預金を当該外国通貨により払戻すように請求した場合（他の口座への振替も含む）でも、当行は当該外国通貨もしくは当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の本邦通貨、またはそれらの組み合わせのいずれをもって支払うことができるものとします。

第3条 (変更・取消)

(1) 外貨預金の預入れ・払戻しにかかる日時、金額、利率、適用外国為替相場等の取引条件については、預金者と当行が合意をした後は、その取引実行の前後を問わず変更又は取引は出来ません。

(2) 前記(1)にかかわらず、当行がやむを得ないものと認めて、変更又は取り消しに応じる場合には、預金者はそのために生じる一切の手数料、費用、精算金、損害金等を当行に支払うものとします。

第4条 (適用外国為替相場による換算)

(1) 当該外貨預金の外国通貨以外の通貨により、外貨預金に預け入れる時は、当行所定の外国為替相場を適用して、当該外国通貨に換算します。

(2) 当該外貨預金の外国通貨以外の通貨により、外貨預金を払い戻す時（他の口座への振替替えも含みます。）は、当行所定の外国為替相場を適用して、当該外国通貨に換算します。

第5条 (届出事項の変更、通帳・証書の再発行)

(1) 外貨預金にかかる通帳・証書や印章を失った時、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって取扱店に届け出てください。

(2) 外貨預金にかかる通帳・証書または印章を失った場合の元利金の支払い又は通帳・証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、又、保証人を求める事があります。

(3) 通帳・証書を再発行する時には、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。

第6条 (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された時は、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届け出て下さい。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた時は、直ちに任意後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店に届け出て下さい。

(3) すでに、補助、保佐、後見開始の審判を受けている場合、任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に取扱店に届け出て下さい。

(4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消又は変更等が生じた時にも同様に取扱店に届け出て下さい。

(5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条 (印鑑照合等)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（又は署名鑑）と相応の注意を持って照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類に付き偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第8条 (相殺等)

(1) 預金者が当行に対し弁済期の到来した債務を負担している場合は、外貨預金の期日到来のいかにかわらず、当行はいつでも当行所定の方法により当該外貨預金を相殺し、または弁済に充当する事ができます。

(2) 前記(1)により生じた費用・損害金等については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、全て預金者が支払うものとします。

第9条 (手数料等)

(1) 外貨預金の預入れ・払戻し等に関する諸手数料・費用等については、預金者は当行所定の利率により、当行に支払うものとします。

(2) 外貨預金に関する預金者の支払うべき清算金、損害金等については、預金者は、当座勘定規定、普通預金規定、外貨預金の諸規定の定めにかかわらず、小切手の振出または払戻請求書の提出なしに、当該外貨預金または所定の当座勘定もしくは普通預金から引き落とされることを承認するものとします。

第10条 (譲渡・質入れ等の禁止)

(1) 外貨預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利および通帳・証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させる事できません。

(2) 当行がやむを得ないものと認めて質入れその他第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

第11条 (自己責任の原則)

預金者は、外貨預金を預入れまたは払戻す時には、外国為替相場の動向等

によっては払戻し時の円貨額が預入れ時の円貨額を下回るなど、損失が生じるリスクがあることを十分に理解し、預金者自らの判断と責任において行うものとします。なお、外国為替相場等の動向により生じた損害等については、当行は責任を負いません。

第12条 (外国為替関連諸規定)

外貨預金に関する取引は、「外国為替及び外国貿易法」および同法に基づく政令規則等（以下これ等を「外国為替関連法令」という。）に従って取り扱うものとします。将来、外国為替関連法令が変更された場合も同様とします。

第13条 (準拠法・裁判所管轄権)

この規定およびこれに付随する規定の解釈は日本の法律によって行われるものとし、万一この規定およびこれに付随する規定に関し紛争が発生した時は外貨預金の当行の取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

第14条 (その他の規定の適用)

外貨預金は、この共通規定のほか、個別の預金規定および約定書等の定めを適用します。

第15条 (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知又は送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかった時でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

第16条 (この規定の変更等)

(1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他、相応の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表する事により、変更できるものとします。

(2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

外貨普通預金規定

第1条 (払戻し)

この預金を払い戻す時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章(又は署名)により記名捺印(又は署名記入)して、通帳とともに当店に提出して下さい。

第2条 (利息)

この預金の利息は、毎日の最終残高について付利単位を1補助通貨単位とし、毎年3月、6月、9月、12月の当行所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。

第3条 (手数料)

この預金の預入れ・払戻し等を行う場合に、外貨現金による預入れ・払戻し等、特定の方法による預入れ・払戻しの場合は当行所定の手数料が発生する場合があります。

第4条 (反社会的勢力等からの預金口座開設申込みの断絶)

この預金口座開設申込み時に、当行が実施する申込者に対する審査の結果、当行が承諾した場合にのみ預金口座を開設、利用することができます。但し、次の各号のいずれかでも該当する場合は、当行は預金口座開設申込みをお断りするものと致します。

- (1) 申込者が第5条第2項または第3項の各号のいずれかに該当する場合
- (2) 申込者が「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等または「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合
- (3) その他総合的な審査の結果、当行が申込者と取引を行うことを不適切と判断した場合

第5条 (解約)

(1) この預金口座を解約する場合には、当店に通帳を提出の上で、その旨を申し出てください。

(2) 次の①から③までの1つにでも該当した場合には、当行は預金者に通知する事によりこの預金取引を停止し、またはこの預金口座を解約する事ができるものとします。本条の場合、到達のいかんに関わらず、当行が解約等の通知を届出の住所にあてて発信した時に預金取引が停止され、または預金口座が解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しない事が明らかになった時、またはこの預金口座が名義人の意思によらず開設された事が明らかになったとき。

②この預金の預金者が外貨預金共通規定10(1)に違反した時。

③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、または、その恐れがあると認められた時

(3)前項のほか、次の各号のいずれかでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することが出来るものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂きます。

①預金者が口座開設申込時こした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが半明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが半明した場合

- A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(4) この預金が、当行がホームページ等で別途表示する一定の期間内に預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超える事がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、また預金者に通知する事により、この預金口座を解約できるものとします。又、法令に基づく場合にも同様に出来るものとします。

(5) 次の各号のいずれかにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払って頂きます。

①預金者が次のいずれかに該当することが半明した場合

- A. 「外国為替および外国貿易法」における資産凍結等の措置の対象者等
 - B. 「米国 OFAC 規制」等における経済制裁対象者等に該当する場合
- ②この預金が「外国為替および外国貿易法」に規制される次の各号の取引に利用された場合

A. 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制対象取引(核兵器関連開発、大型兵器開発関連等)。

B. 「外国為替および外国貿易法」における北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物輸入取引。

(6)前記(2)、(3)および(5)によりこの預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参の上、当行所定の書面に届出の印章(又は署名)により記名捺印(または署名記入)して当店にお申し出下さい。

この場合、当行は相当の期間を置き、必要な書類等の提出又は保証人を求める事があります。この場合においても、外貨預金共通規定は適用されるものとします。

第6条 (外貨預金共通規定の適用)
この規定にない定めのない事項に関しては、外貨預金共通規定により取扱います。

第7条 (この規定の変更等)

(1) この規定の各条項および前記4(3)に基づく期間・金額その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他、相応の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表する事により、変更できるものとします。

(2)前記(1)の変更は、公表の際に定める1ヶ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上